

指定(介護予防)短期入所生活介護サービス

重要事項説明書・利用契約書

社会福祉法人陽光福祉会

特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】

指定（介護予防）短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

「特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】」は介護保険の指定を受けています。
（介護予防）短期入所生活介護（仙台市指定 第0475102786号）

当事業所は（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。契約を締結する前にご確認
いただきたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の
とおり説明いたします。分かりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

1 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人陽光福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の1
- (3) 電話番号 022(394)7711(代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 千葉雄成

2 ご利用施設

- (1) 事業内容 ユニット型指定短期入所生活介護事業所
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所
(平成20年5月1日指定・仙台市指定 第0475102786号)

- (2) 施設名称 特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】
- (3) 施設所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2
- (4) 電話番号 022(391)3371(代表)
- (5) ファックス番号 022(391)3373
- (6) 管理者氏名 施設長 高田洋樹

(7) 法人理念

- ① 陽光福祉会は、利用者の生命を守るとともに人間としての尊厳を重んじ、生活の質の向上を図るため最善を尽くします。
- ② 陽光福祉会は、利用者、ご家族、地域社会から信頼される施設運営を目指します。
- ③ 陽光福祉会は、経営の透明性を確保し、健全な施設経営に努めます。

(8) 運営方針

- ① エコーが丘は、ユニット型の特性を生かした生活空間の中で、その人らしさを存分に発揮できるよう支援します。
- ② エコーが丘は、人と人との繋がりを大切にし、利用者それぞれが豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの暮らしを支えます。
- ③ エコーが丘は、医療機関、福祉団体などの社会資源との連携により、質の高いサービスの提供を目指します。

(9) 開設年月日及び定員

- ① 開設年月日 平成20年 5月 1日
- ② 利用者定員 20名(1ユニット10名×2ユニット)
※長期入所の空床を利用するときはこの限りではありません。
- ③ ユニットの名称 2階 こもればい 10名
ひだまり 10名

3 居室等のご案内

当施設の居室は、全室個室でトイレ、洗面所、収納庫を備え冷暖房も完備しています。日常の生活では10名ずつのユニットケアを基本とした少人数の生活空間であり、ユニット毎に共同生活室(食堂・リビング)と浴室が設置されています。

居室・設備の種類	設置数	備 考
居室(1人部屋)	20	洗面台、収納庫、電動ベッド設置(一部屋の面積19.20㎡)
共同生活室	2	食堂、リビング(ユニット毎に1室)
浴 室	2	ユニット毎に1室、一般家庭浴槽を設置
	2	特殊浴槽： ストレッチャー式1台 2階に設置 (座位が困難な方のための浴槽です。) 座位保持式1台 3階に設置 (座位が取れるが、家庭浴槽には入浴が難しい方の浴槽です。)
	1	展望浴室：4階に設置しております。
ト イ レ	23	各居室に1か所、共同生活室に1か所、各フロアに1か所ずつございます。
医 務 室	1	嘱託の医師による診察を行います。
地域交流ホール	1	地域の交流場所として広くご利用いただける場であり、利用者の皆様にも地域住民との交流や活動場所としてご利用いただけます。
カフェテリア	1	利用者やご家族のほか、地域の方にも利用していただけます。
談話スペース	3	ご歓談にご利用ください。
多 目 的 室	1	4階にございます。ご面会やクラブ活動等にご利用いただけます。
理 美 容 室	1	理容師に来ていただき、利用者の方に理髪・美容サービスを提供します。
屋 上 広 場	1	屋上に日光浴ができるよう広場を設置してあります。ベンチなどもありますのでご活用ください。
エントランス ギャラリー	1	正面玄関からエレベーターに向かうまでの間に絵画などをご覧いただけるようギャラリーを設置しております。

4 施設の職員体制(令和6年4月1日現在)

従業者の種類	配置基準(人)	配置人数(人)	勤務状態
施 設 長	1	1	週40時間※介護老人福祉施設、通所介護管理者と兼務
事 務 員	—	3	週40時間※介護老人福祉施設、通所介護及び居宅介護支援と兼務
生活相談員	1	3	週40時間※介護老人福祉施設と兼務

看護職員	1	5	週 4 0 時間※介護老人福祉施設及び通所介護と兼務
介護職員	6	1 1 (1)	週 4 0 時間 ※ 2 4 時間交代勤務 (早番、日勤、遅番、夜勤)
医 師	1	(1)	非常勤※介護老人福祉施設と兼務
管理栄養士	1	1	週 4 0 時間※介護老人福祉施設と兼務
機能訓練指導員	1	1	週 4 0 時間※介護老人福祉施設と兼務
合計	1 2	2 6 (2)	

() 内は非常勤職員

5 利用対象者

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用対象者は次のとおりとします。

- (1) 介護認定において、要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた者。
- (2) 介護認定において、要介護 1 から要介護 5 の認定を受けた者。

6 主な職種の業務内容

- (1) 管理者（施設長） 特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】の業務を執行管理し、所属職員を指揮監督します。
- (2) 医師 利用者の健康管理、療養上の指導を行います。
- (3) 生活相談員 利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行います。
- (4) 看護職員 利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供します。
- (5) 介護職員 利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供します。
- (6) 機能訓練指導員 利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供します。
- (7) 管理栄養士 利用者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行います。
- (8) 事務職員 施設運営上の経理・介護報酬請求等事務一般を行います。

7 サービス提供の流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供の方針については、居宅サービス計画を基に作成する「(介護予防) 短期入所生活介護計画」で定めます。

- (1) 計画作成に関して知識と経験のある職員等（介護支援専門員の有資格者）が居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境、日々の介護状況を踏まえ「(介護予防) 短期入所生活介護計画」を作成します。
- (2) 管理者は、利用者及びそのご家族等に対して利用前に計画の説明を行い、同意を得ます。
- (3) 管理者は、同意が得られた短期入所介護計画について利用者に交付をします。

8 施設サービスの内容と費用

(1) 施設サービスの概要

サービス内容	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ 利用者の状況に応じて適切な食事の介助を行なうとともに、食事の自立についても適切な援助を行ないます。
入 浴	利用者の身体状態を把握した上で、短期入所介護計画に基づき、適切な入浴回数を設定します。体調不良等により入浴が困難なときには温かいタオルでお体を拭き清潔を保ちます。
排 泄	利用者の尊厳、プライバシーに十分配慮した上で状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立について適切な援助を行ないます。
日常生活上のお世話	○ 寝たきり防止のため、できる限り離床の配慮をします。 ○ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 ○ 個人の尊厳に配慮し、適切な整容を行なうよう援助します。 ○ 寝具交換は週 1 回実施します。
余 暇 活 動	利用者のご要望を伺い、ボランティア等を募りながら趣味の活動を適宜実施致します。また施設行事の開催やユニット企画によるレクリエーションなどを楽しんでいただくことができます。また、行事、外食等で施設から外出する機会を積極的に作り、地域とのつながりを保つことができるよう支援します。
健 康 管 理	普段の体調管理は、看護師が中心に定期的なバイタルチェックを行い、常に健康状態の変化に気づけるよう努めます。
機 能 訓 練	居宅サービス計画に基づき作成された短期入所介護計画に沿って、必要性のある利用者について、利用中に心身機能を維持するための機能訓練指導を行います。また、日常生活の中でも介護職員が計画に基づき機能維持を目的とした介護を提供します。
各種手続き代行	利用者及びその家族から依頼があれば代行することができます。その際の郵送費、手数料などについては実費負担とします。施設の事務手数料は発生しません。
生活上の相談・苦情対応	利用者とその家族からの相談に応じます。また、サービスの質向上を図る上での貴重なご意見として苦情を受け付け、サービス改善に活用させていただきます。

(2) 利用料金（令和 6 年 4 月 1 日現在）

契約書別紙にある料金表に則って、ご利用者の要介護度、負担割合に応じた自己負担額及び諸費用をお支払ください。

9 利用料等のお支払方法

毎月 15 日頃までに契約書別紙に記載の金額を基に算定した、前月分（末日〆）の利用料等を利用料請求書としてご希望の宛先へ送付いたします。お支払いは下記のいずれかの方法でお

願いいたします。

- (1) 口座からの自動引き落としをご指定の方は、同月24日（当日が土日祝日に当たるときは、その直後の銀行営業日）に指定金融機関口座（七十七銀行、ゆうちょ銀行）から引き落としさせていただきますので、口座にお支払い額をご用意ください。なお、引き落とし日に口座の残高不足によって引き落としができなかったときは、その月の末日までに、下記の指定口座まで振り込みをお願いします。また、自動引き落としにかかる手数料は別途ご請求申し上げますので、あらかじめご理解をいただきますようお願い申し上げます。
- (2) 当施設口座へお振込をご希望の方は、請求月の末日までに下記口座にお振込をお願いいたします。

銀行・支店名	名 義 人
七十七銀行 二日町支店 普通 5554918	社会福祉法人陽光福祉会 特別養護老人ホーム エコーが丘 施設長 高 田 洋 樹
ゆうちょ銀行 18110-42482971	社会福祉法人 陽光福祉会 フク) ヨウコウフクシカイ

（入金確認後、領収証を発行いたします。）

10 事故発生時の対応

利用者が当施設及び敷地内において、事故に遭遇したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに身元引受人及び緊急連絡先にご連絡させていただきます。事故の終息後には、その事故の原因を特定し、事故の再発防止に努めるとともに、その経過については事故に遭遇された利用者及び身元引受人に報告させていただきます。

11 損害賠償

- (1) 利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供の結果、施設の責において賠償すべき事由が発生したときは、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 施設側に対し、利用者・身元引受人の責において賠償すべき事由が発生したときには、損害を賠償していただくことがあります。

12 サービス内容に関する苦情・相談等の窓口

名 称	エコーが丘相談窓口	平日 9:00～17:00
苦情対応責任者	施 設 長	高 田 洋 樹
苦情受付担当者	生 活 相 談 員	小 山 美 和 ・ 斎 藤 良 子 北 村 舞 ・ 小 口 幸 恵
ご 利 用 方 法	電話のご相談	022-391-3371
	来所してのご相談	当施設1階事務室まで
	ご意見箱（匿名可）	1階正面入り口・エレベーターホール前にございます。

その他申し出先	第三者委員 渡 部 馥 (TEL 022-303-0260)
	第三者委員 真 山 隆 道 (TEL 022-394-3089)
	第三者委員 佐 藤 清 (TEL 022-741-5822)
	青葉区介護保険課介護保険係 (TEL 022-225-7211)
	福祉サービスに関する運営適正化委員会 (TEL 022-716-9674)
	宮城県国民健康保険団体連合会 (TEL 022-222-7700)

13 非常災害時の対策

非常時の対応	「特別養護老人ホーム エコーが丘緊急対応マニュアル」に従い対応します。		
避難訓練 及び 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム エコーが丘消防計画」に従い、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して行います。		
	設備	スプリンクラー	防火扉・シャッター
		避難階段	屋外消火栓
		自動火災報知機	ガス漏れ探知機
		誘導灯	

14 嘱託医・協力医療機関等のご案内

(1) 施設嘱託医

- ① 三浦りょう内科クリニック 院長 三 浦 良
 所在地 仙台市青葉区栗生六丁目13-8 (TEL 022-302-8757)
 診療科 アレルギー科、呼吸器内科、循環器内科、内科、リウマチ科
 回診日 毎週木曜日（緊急時連絡体制あり）

(2) 協力医療機関

- ① 医療型障害児入所施設 仙台エコー医療療育センター
 所在地 仙台市青葉区芋沢字横前1-1 (TEL 022-394-7711)
 診療科 小児科・内科・リハビリテーション科・歯科（協力歯科）
- ② 広瀬病院
 所在地 仙台市青葉区郷六字大森4-2 (TEL 022-226-2661)
 診療科 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科
- ③ 早坂愛生会病院
 所在地 仙台市青葉区川内澱橋通38 (TEL 022-261-1611)
 診療科 内科・外科
- ⑤ 泉病院
 所在地 仙台市泉区長命ヶ丘二丁目1-1 (TEL 022-378-5361)
 診療科 脳神経外科、内科、神経内科

15 虐待の防止のための措置

当施設では「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、施設内における虐待の発生を防止するため、以下の対策を講じております。

- (1) 施設は、虐待の防止のための指針を整備し、虐待の発生防止及び発生時の対応について定めています。

(2) 施設は、虐待の防止のための委員会を設置し①指針の整備に関すること、②虐待防止の研修に関すること、③通報、相談体制に関すること、④再発防止策の策定に関することについて検討する体制を整えています。

(3) 施設は、虐待防止に関する担当者として施設長を選任しています。

16 身体拘束等の適正化のための取り組み

当施設では、原則として利用者に対する身体拘束、そのほかの行動を制限する行為は行いません。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及身元引受人へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17 サービス第三者評価の受審状況

当施設は、令和7年4月1日現在、福祉サービス第三者評価は受審していません。

18 当施設を利用するに当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00 ～ 18:00（時間外は事前に連絡してください） 来訪者は面会時間を遵守し、1階受付にて面会手続きをしてください。来訪者が宿泊されるときには受付にて申請してください。
外出・外泊	外出の際は申請書をご提出ください。手続きは利用者又は身元引受人の方となります。それ以外の方が申請するときには事前に施設まで身元引受人の方からご連絡をお願い致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じたとき、弁償して頂く場合があります。
喫煙	灰皿の設置してある場所（各ユニットテラス・1階ウッドデッキ）以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。自己管理下における紛失等については当施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
宗教活動 政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。施設側から中止を勧告しても、なお、その行為が終結しないときは退所事由に該当する可能性があります。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はお断りします。

私は、重要事項説明書に基づいて、指定（予防）短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け内容に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(署名代行者・法定代理人)

住所

氏名

続柄 ()

(身元引受人)

住所

氏名

続柄 ()

社会福祉法人陽光福祉会は、指定（予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2
社会福祉法人陽光福祉会
特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】

(説明担当者) 生活相談員

(介護予防) 短期入所生活介護契約書

様（以下「利用者」という。）と 様（以下「身元引受人」という。）と社会福祉法人陽光福祉会（以下「法人」という。）は、法人が運営する特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】（以下「施設」という。）が、利用者に行う（介護予防）短期入所生活介護サービス及びそれらに対する利用料金の支払いについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 施設は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供し、また、利用者はそのサービスに対する対価を施設に支払います。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の3日前までに利用者等から施設に対し、文書で契約終了の申し出がないとき、かつ利用者が介護認定の更新で要介護者として認定されたとき、本契約は更新されるものとします。その後においても、本項に該当するときは契約が更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 施設が提供するサービスの内容は、次のとおりとします。

- (1) 居宅サービス計画に基づいた（介護予防）短期入所介護計画の作成
- (2) 利用者の体調に留意した入浴、清拭による清潔の保持
- (3) 利用者の尊厳、プライバシーに配慮した排泄の援助
- (4) その他の日常生活の世話（離床、整容、着替えなど）
- (5) 利用者の嗜好に配慮した食事の提供及び栄養管理
- (6) 生活動作の改善または維持のための機能訓練指導
- (7) 利用者の日常の健康管理
- (8) 利用者及びその家族に対する相談、助言等の援助
- (9) 利用者の外出等の支援
- (10) その他レクリエーション、行事等サービスの企画提供
- (11) 利用者の入退所のための送迎

（利用料金の支払い）

第4条 利用者及び身元引受人は、第3条に定めるサービスについて「（介護予防）短期入所生活介護契約書別紙」に定める所定の介護保険サービス費のうち、介護保険負担割合証に記載されている当該利用者の負担割合に沿った負担分及び利用料を施設に支払います。

2 施設は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日前後に利用者へ通知しま

す。

- 3 利用者は、通知された前月の料金の合計額を、通知された月の24日（指定金融機関の自動口座引き落とし：金融機関休業日のときはその前後）までに指定した方法で支払います。
- 4 利用者は万が一、引き落とし日に残高不足のため引き落としができなかったときには、次の口座に、引き落とし予定月の末日までに請求額を振り込むものとします。

銀行・支店名	名 義 人
七十七銀行 二日町支店 普通 5 5 5 4 9 2 6	社会福祉法人陽光福祉会 特別養護老人ホーム エコーが丘(短期) 施設長 高 田 洋 樹
ゆうちょ銀行 1 8 1 1 0 - 4 2 4 8 2 9 7 1	社会福祉法人 陽光福祉会 フク) ヨウコウフクシカイ

- 5 施設は、利用者から料金の支払いを受けた時に利用者へ領収書を発行します。

(利用料金の変更)

- 第5条 施設は、利用者の要介護状態の区分に変更があったときは、認定の有効開始月日から「(介護予防) 短期入所生活介護契約書別紙」に記載された該当する額に変更するものとします。
- 2 施設は、利用者の経済的事情の変化により、負担額認定に変更があったときは、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、認定日からサービス利用料金を変更するものとします。
 - 3 施設は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由があるとき、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 4 施設は、介護保険給付体系の変更またはサービス体系に変更があったとき、サービス利用料金を変更し、新たに料金体系を作成します。
 - 5 施設は、本条第1項から第4項の規定及び内容に変更があったときに、利用者及び身元引受人に速やかに通知するものとします。
 - 6 利用者及び身元引受人は、料金の変更を承諾しないときは、この契約を解約することができます。

(施設及び職員の義務)

- 第6条 施設及び職員は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 施設は、利用者の体調、健康状態からみて必要なときには医師または看護職員と連携し、利用者及び身元引受人から意向を確認した上でサービスを実施します。
 - 3 施設及び職員は、利用者または他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ないときを除き、身体の拘束その他行動の制限を行わないこととします。
 - 4 施設は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを契約終了後5年間保管し、利用者及び身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。

(サービス提供開始に当たっての留意事項)

第7条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、施設の運営規程の概要、施設の従業者の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容等について利用申込者の同意を得るものとします。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 (介護予防) 短期入所生活介護サービス利用に当たっての留意事項は以下のとおりとします。

- (1) 利用者への面会は9：00～18：00を基本時間とします。事前に連絡があれば、それ以外の時間でも可能です。
- (2) 来訪者の宿泊は、事務所において申し込みを受け付け、本人の居室内に宿泊が可能となります。宿泊については、リネン使用料として別途費用が発生します。
- (3) 施設からの外出は、利用者または身元引受人の申請によって行うことができます。但し、利用者の体調不良等外出が困難と考えられるときは、施設から申請者に対しその旨を告知するものとします。
- (4) 利用者は、施設内の器具設備については本来の用法に従い利用してください。
- (5) 喫煙は、灰皿のある所定の場所（各ユニットテラス・1階ウッドデッキ）のみとします。
- (6) 他の利用者への迷惑行為を禁止します。
- (7) 所持金品の管理は、原則利用者自身とします。自己管理下における紛失等については当施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 施設内での宗教・政治活動は禁止します。
- (9) 居室内でのペットの飼育は禁止します。

(緊急時における対応方法)

第9条 職員は、利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者(施設長)に報告し、身元引受人に連絡をするとともに、24時間の連絡体制を確保している施設看護師に連絡し、病院や診療所等との連携によって健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講ずるものとします。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者が利用中、(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供により事故に遭遇したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに身元引受人及び緊急連絡先に連絡を行います。

2 事故の終息後、事故の原因を特定し再発防止に努めるとともにその経過について、管理者(施設長)から事故に遭われた利用者及び身元引受人に説明・報告します。

(非常災害対策)

第11条 管理者(施設長)は、非常災害の発生に備え、別に定める「特別養護老人ホームエコーが丘消防計画」に基づいて、年2回以上、利用者及び職員の避難救出訓練等を実施するとともに、災害防止と利用者の安全確保に努めるものとします。

2 特に火災の防止については、「特別養護老人ホーム エコーが丘消防計画」に定めるところ

に

よって、防火管理者を置き関係機関と密接な連絡をとり、消防用設備の定時点検を実施するものとします。

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

第13条 施設は、サービスの提供に当たり、原則身体拘束行為は禁止とします。しかし、利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ないときは実施することがあります。

2 身体拘束が必要なときは、身体拘束予防委員会の合議で決定し、施設長は利用者及びその家族に説明をし、同意を得なければなりません。

3 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときには、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

4 緊急やむを得ないときとは、①切迫性（行動を制限しないと生命の危機に係わるとき。）、②非代替性（他に代替方法がないこと。）、③一時性（その行為が一時的であること。）、以上の3点に全て該当する場合のみを指すものとします。

5 施設は、緊急やむを得ない身体拘束を行ったときには、その経過を詳細に把握し、身体拘束予防委員会を中心に多職種が協働し鋭意工夫を図ることで、早期の解除を目指すものとします。解除の決定は身体拘束予防委員会の合議の上、施設長が行います。

(個人情報の取り扱い)

第14条 施設は、(介護予防) 短期入所生活介護サービス提供上の記録、関係書類及びその他個人情報については関係法令に基づき厳正に管理し、利用終了後5年間、施設内で保管するものとします。保管期限終了後は確実に破砕または焼却若しくは融解処分を行い、個人情報が漏洩しないようにします。

2 施設は、利用者の円滑な在宅生活のための援助を行うとき、利用者に関する情報を居宅介護支援事業者、医療機関等へ提供する際には、あらかじめ文書で利用者及び身元引受人の同意を得るものとします。

(情報の記録管理及び開示)

第15条 管理者（施設長）は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示するものとします。

(苦情相談対応)

第16条 施設は、利用者または家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望・苦情等に対して迅速に対応するものとします。

(利用契約の終了)

第17条 次の各号に該当する場合は、利用契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 要介護認定で、利用者の心身の状況が「自立」と判定されたとき。
- (3) 法人が、解散命令を受けたとき、破産したときまたはやむを得ない事由により施設を閉鎖するとき。
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき。
- (5) 施設が介護保険の指定を取り消されたときまたは指定を辞退したとき。
- (6) 地震等の自然災害で、施設がサービスを提供できなくなったとき。

(利用者からの中途解約)

第18条 利用者は、その契約の有効期間中、いつでもこの契約を解約することができます。このときには、契約終了を希望する日の3日前までに施設に通知するものとします。

2 利用者及び身元引受人は、通知された改正後の利用料金体制について同意できないときは、この契約を解約することができます。

(利用者からの解約)

第19条 利用者は、施設若しくは職員が次の事項に該当する行為を行ったときには、この契約について通告期間(3日間)を待たずに解約することができます。

- (1) 施設または職員が正当な理由なくこの契約に定める(予防)短期入所生活介護サービスを実施しないとき。
- (2) 施設または職員が守秘義務に反したとき。
- (3) 施設または職員が、故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、若しくは著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。
- (4) 他者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけたときまたは傷つける恐れがあるときにおいて、施設が適切な対応をとらないとき。

(施設からの解約)

第20条 施設は、利用者及び身元引受人が次の各号の事項に該当する場合には、7日前の通告をもってこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者及び身元引受人が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。
- (2) 利用者及び身元引受人によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間(14日間)を定めた催告にも関わらずこれが支払われないとき。
- (3) 利用者及び身元引受人が、故意または重大な過失によって施設またはサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、ハラ

スメント等を行うことによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。

(守秘義務等)

第21条 施設及び職員は、(介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

2 職員は、退職後も本条第1項を遵守します。

3 施設は、利用者に医療上緊急の必要性があるときには、あらかじめ利用者及び身元引受人の同意を得たうえで、医療機関等に利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。

4 介護福祉士等福祉専門職の養成のために施設が受け入れた実習生については、サービス従業員とみなして本条第1項を適用します。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第22条 利用者は、居室及び共用部、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者及び身元引受人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められるときには、施設及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、そのとき、施設は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、施設の設備について故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは管理者(施設長)に無断で変更をしたときに、自己の費用で原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要なときには、利用者及び身元引受人と施設との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第23条 施設は、この契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者及び身元引受人に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反したときも同様とします。

2 施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

3 利用者及び身元引受人は、この契約に基づくサービスの利用にともない、自己の責に帰すべき事由によって事業者が生じた損害について賠償する責任を負います。次の各号に該当するときも同様とします。

(1) 契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき。

(2) 利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき。

(3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生したとき。

(4) 利用者が、施設または職員の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生したとき。

(身元引受人)

第24条 法人は、利用者に対し次の各号の定めを担う身元引受人の告知を求めます。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由があるときにはこの限りではありません。

- (1) 利用者が、サービス利用料の支払いを滞納した場合、その債務を履行すること（極度額100万円）。
- (2) 利用者が、疾病等により医療機関に入院するとき、入院手続きが円滑に行われるように協力すること。
- (3) 利用者が利用終了したときの必要な措置を行うこと。

(協議事項)

第25条 この契約に定められていない事項について疑義が生じたときに、法人は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、法人が署名押印の上、各自その1通を所持するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(署名代行者・法定代理人)

住所

氏名

続柄 ()

(身元引受人)

住所

氏名

続柄 ()

(サービス提供事業者)

住 所	宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の1
名 称	社会福祉法人陽光福祉会
代 表 者	理 事 長 千 葉 雄 成

1 短期入所生活介護サービスで、介護保険が適用になる料金は以下のとおりです。

利用者負担額は、介護保険負担割合証に示された割合になります。

表中上段の金額は、介護保険給付額が総額の 9 割、入居者負担額が総額の 1 割です。

表中 () 内の金額は、介護保険給付額が総額の 8 割、入居者負担額が総額の 2 割です。

表中 【】 内の金額は、介護保険給付額が総額の 7 割、入居者負担額が総額の 3 割です。

□ 施設利用料 (1 日あたり)

要介護状態	総 額	介護保険給付額	利用者負担額
要介護 1	7,272 円	6,544 円 (5,817 円) 【5,090 円】	728 円 (1,455 円) 【2,182 円】
要介護 2	7,974 円	7,176 円 (6,379 円) 【5,581 円】	798 円 (1,595 円) 【2,393 円】
要介護 3	8,749 円	7,874 円 (6,999 円) 【6,124 円】	875 円 (1,750 円) 【2,625 円】
要介護 4	9,482 円	8,533 円 (7,585 円) 【6,637 円】	949 円 (1,897 円) 【2,845 円】
要介護 5	10,195 円	9,175 円 (8,156 円) 【7,136 円】	1,020 円 (2,039 円) 【3,059 円】

□ 体制加算 (1 日あたり：当施設の体制が該当する項目について加算されます。)

項 目	総 額	介護保険 給付額	利用者 負担額	備 考
機能訓練 指導体制加算	123 円	110 円 (98 円) 【86 円】	13 円 (25 円) 【37 円】	機能訓練指導員により機能維持のために必要な日常生活におけるケアについて、指導を行う体制にあるとき加算されます。
サービス提供 体制強化加算 (I)	227 円	204 円 (181 円) 【158 円】	23 円 (46 円) 【69 円】	配置されている介護職員の総数のうち介護福祉士の資格を持った職員が全体の 80% 以上になるとき加算されます。

サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	185 円	166 円 (148 円) 【129 円】	19 円 (37 円) 【56 円】	配置されている介護職員の総数 のうち介護福祉士の資格を持った 職員が全体の 60 % 以上になると き加算されます。
看護体制加算Ⅰ	41 円	36 円 (32 円) 【28 円】	5 円 (9 円) 【13 円】	常勤の看護師を 1 名以上配置し ているときに加算されます。
看護体制加算Ⅱ	82 円	73 円 (65 円) 【57 円】	9 円 (17 円) 【25 円】	看護体制加算Ⅰの基準を満たし、 更に看護職員の数が、基準に定める 数以上配置している場合に加算され ます。
看護体制加算 (Ⅲ) ロ	61 円	54 円 (48 円) 【42 円】	7 円 (13 円) 【19 円】	看護体制加算Ⅰの基準を満たし、 前年度又は算定日が属する月の前 3 月の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 7 0 % 以上である場合に加算されま す。
看護体制加算 (Ⅳ) ロ	134 円	120 円 (107 円) 【93 円】	14 円 (27 円) 【41 円】	看護体制加算Ⅱの基準を満たし、 前年度又は算定日が属する月の前 3 月の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 7 0 % 以上である場合に加算されま す。
看取り連携体制 加算	661 円	594 円 (528 円) 【462 円】	64 円 (132 円) 【198 円】	看取り期の利用者に対し、看護職員 の体制確保や対応方針を定めサー ビス提供を行った場合に加算され ます。 *死亡日及び死亡日以前 30 日以下 について 7 日を限度
夜勤職員配置 加算Ⅱ	185 円	166 円 (148 円) 【129 円】	19 円 (37 円) 【56 円】	夜間帯に勤務している職員が最 低基準より 1 名以上加配されると きに加算されます。
夜勤職員配置加 算Ⅳ	206 円	185 円 (164 円) 【144 円】	21 円 (42 円) 【62 円】	夜間帯を通じて、看護職員を配置 していること又は喀痰吸引等の実 施ができる介護職員を配置してい る場合に加算されます。
生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	103 円	93 円 (82 円) 【72 円】	10 円/月 (20 円) 【30 円】	介護ロボットや ICT 等の導入後 の継続的な科学技術活用を支援す るため、見守り機器等の科学技術を 導入し、利用者の安全、職員の業務

				改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。
--	--	--	--	--

□ 個別加算（1日又は1回あたりで該当する項目について加算されます。）

項 目	総 額	介護保険 給付額	利用者 負担額	備 考
送迎加算 (片道)	1,900 円	1,710 円 (1,520 円) 【1,330 円】	190 円/回 (380 円/回) 【570 円/回】	利用者の心身の状態、家族の状況等により自宅から施設まで送迎を行うときに加算されます。
療養食加算	82 円	73 円 (65 円) 【57 円】	9 円 (17 円) 【25 円】	医師の指示に基づき、病気の治療の手段として提供された糖尿病食等の食事を提供するときに、1食を1回として加算されます。
若年性認知症 受入加算	1,239 円	1,115 円 (991 円) 【867 円】	124 円 (248 円) 【372 円】	医師から若年性認知症の診断を受けている利用者を受け入れ、個別に担当者を定めその利用者に応じたサービスを提供したときに加算されます。
緊急短期入所 受入加算	929 円	836 円 (743 円) 【650 円】	93 円 (186 円) 【279 円】	緊急的に短期入所生活介護を利用した場合に、入所した日から7日（やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として加算されます。
個別機能 訓練加算	578 円	520 円 (462 円) 【404 円】	58 円 (116 円) 【174 円】	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、利用者が居宅において可能な限り自立できるよう、個別機能訓練計画書を作成し実施した場合に加算されます。
生活機能向上 連携加算	2,066 円	1,859 円 (1,652 円) 【1,446 円】	207 円 (414 円) 【620 円】	短期入所生活介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して機能訓練のマネジメントをした場合に加算されます（但し、個別機能訓練加算を算定している場合は50%の加算となります）。
長期利用時の 減算	-309 円	-278 円 (-247 円) 【-216 円】	-31 円 (-62 円) 【-93 円】	事情により30日を超えて短期入所を利用した場合に減算されます。

認知症専門ケア 加算（Ⅰ）	30 円	27 円 (24 円) 【21 円】	3 円 (6 円) 【9 円】	利用者の総数のうち、介護を必要とする認知症の利用者の割合が50%以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を基準以上配置している場合に加算されます。
認知症専門ケア 加算（Ⅱ）	41 円	36 円 (32 円) 【28 円】	5 円 (9 円) 【13 円】	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導を実施している場合に加算されます。
認知症行動・心理 症状緊急対応 加算	2,066 円	1,859 円 (1,652 円) 【1,446 円】	207 円 (414 円) 【620 円】	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅の生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した場合に、利用日から7日を限度として加算されます。
介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	当該サービス利用の総単位数に14%を乗じた額の介護保険負担割合証に記載されている割合/月			介護職員の処遇を改善するための費用として、ひと月の介護サービス利用単位数に14%を乗じた額の1～3割が加算されます。

- 2 介護予防短期入所生活介護サービスで、介護保険が適用になる料金は以下のとおりです。
- 利用者負担額は、介護保険負担割合証に示された割合になります。
- 表中上段の金額は、介護保険給付額が総額の9割、入居者負担額が総額の1割です。
- 表中（）内の金額は、介護保険給付額が総額の8割、入居者負担額が総額の2割です。
- 表中【】内の金額は、介護保険給付額が総額の7割、入居者負担額が総額の3割です。

□ 施設利用料（1日あたり）

要支援状態	総 額	介護保険給付額	利用者負担額
要支援1	5,464 円	4,917 円 (4,371 円) 【3,824 円】	547 円 (1,093 円) 【1,640 円】
要支援2	6,776 円	6,098 円 (5,420 円) 【4,743 円】	678 円 (1,356 円) 【2,033 円】

□ 体制加算（1日あたり：当施設の体制が該当する項目について加算されます。）

項 目	総 額	介護保険 給付額	利用者 負担額	備 考
機能訓練指導 体制加算	123 円	110 円 (98 円) 【86 円】	13 円 (25 円) 【37 円】	機能訓練指導員により機能維持のために必要な日常生活におけるケアについて、指導を行う体制にあるときに加算されます。
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	227 円	204 円 (181 円) 【158 円】	23 円 (46 円) 【69 円】	配置されている介護職員の総数のうち介護福祉士の資格を持った職員が全体の80%以上になるとき加算されます。
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	185 円	166 円 (148 円) 【129 円】	19 円 (37 円) 【56 円】	配置されている介護職員の総数のうち介護福祉士の資格を持った職員が全体の60%以上になるとき加算されます。
生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	103 円	93 円 (82 円) 【72 円】	10 円/月 (20 円) 【30 円】	介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的な科学技術活用を支援するため、見守り機器等の科学技術を導入し、利用者の安全、職員の業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。

□ 個別加算（1日又は1回あたりで該当する項目について加算されます。）

項 目	総 額	介護保険 給付額	利用者 負担額	備 考
送迎加算 (片道)	1,900 円	1,710 円 (1,520 円) 【1,330 円】	190 円 (380 円) 【570 円】	利用者の心身の状態、家族の状況等により自宅から施設まで送迎を行うときに加算されます。
療養食加算	82 円	73 円 (65 円) 【57 円】	9 円 (17 円) 【25 円】	医師の指示に基づき、病気の治療の手段として提供された糖尿病食等の食事を提供するときに、1食を1回として加算されます。
若年性認知症 受入加算	1,239 円	1,115 円 (991 円) 【867 円】	124 円 (248 円) 【372 円】	医師より若年性認知症の診断を受けている利用者を受け入れ、個別に担当者を定めその利用者に応じたサービスを提供したときに加算されます。
生活機能向上	2,066 円	1,859 円	207 円	短期入所生活介護事業所の職員

連携加算		(1,652 円) 【1,446 円】	(414 円) 【620 円】	と外部のリハビリテーション専門職が連携して機能訓練のマネジメントをした場合に加算されます（但し、個別機能訓練加算を算定している場合は50%の加算となります）。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30 円	27 円 (24 円) 【21 円】	3 円 (6 円) 【9 円】	利用者の総数のうち、介護を必要とする認知症の利用者の割合が50%以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を基準以上配置している場合に加算されます。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	41 円	36 円 (32 円) 【28 円】	5 円 (9 円) 【13 円】	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導を実施している場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	当該サービス利用の総単位数に14%を乗じた額の介護保険負担割合証に記載されている割合/月			介護職員の処遇を改善するための費用として、ひと月の介護サービス利用単位数に14%を乗じた額の1～3割が加算されます。

3 介護給付以外の基本料金（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護共通料金）

☐ 食 費 1 日 1,800 円

（朝食 550 円、昼食 650 円、夕食 600 円）※食数毎の料金となります。

☐ 滞在費 1 日 2,200 円

※ 特定入所者介護サービス費が適用になる方は「介護保険負担限度額認定証」に記載のある食費及び滞在費の負担となります。ご提示いただけないときは適応となりませんので、ご利用時に忘れずにご提示ください。

④ その他の日常生活費

☐ 特別な食費

通常の食事と異なる食事（特別食）、行事食等を提供するときには別途料金が発生します。その際は事前に施設から利用者等に知らせ、希望があるときに提供します。

☐ クラブ活動等の材料費

個人の希望による活動に関する材料（生け花の花代等）は事前にご案内し参加に関して実費を負担頂きます。なお、施設側が一律に提供する物品について費用は発生しません。

⑤ その他費用

☐ 個人専用の家電製品に係る電気使用料

利用者が個人で持ち込み使用する家電については、個別に電気使用料として費用が発生します。但し、利用者の健康維持・疾病管理に係る医療機器類の使用については施設サービスの範囲内と考え費用は発生しません。

家電品目	1日当の電気使用料
テレビ	20円（テレビレンタル100円＝電気代込、台数に限りがあります）
ラジオ・CDプレーヤー	20円（電池使用のときは発生無）
電気毛布・電気あんか	20円
電気ポット	20円
加湿器	40円
その他家電品	30円

☐ 理美容サービス

理髪業者が当施設へ来訪し理美容サービスを提供致します。

項目	1回あたりの料金
カットのみ	1,750円
顔そり	750円
シャンプー	625円
パーマのみ	4,500円
カラーのみ	3,750円

※上記の組み合わせで料金変動します（例：カット＋顔そり＝2,500円）

☐ 営業地域外の送迎費用

施設では、短期入所サービスの送迎実施地域を「仙台市内」と定めています。それ以外の地域の利用者についてはサービス提供致しますが、仙台市境界から換算し（仙台市境界を越えてから再び市内に戻るまでの間）走行1km当たり40円の料金をご負担頂きます。

- | | |
|--|------------|
| ☐ 個人の希望による雑誌・新聞の購読費 | 実費分 |
| ☐ 個人の趣味に関するクラブ活動以外の材料費 | 実費分 |
| ☐ 施設でケアの一環とは別に募集する小旅行等への参加費 | 実費分 |
| ☐ カフェテリアでの飲食代、出前による飲食代等 | 実費分 |
| ☐ 家族宿泊の際のリネン使用料 | 1人1泊1,000円 |

利用上の個人情報使用に関する同意書

社会福祉法人陽光福祉会
特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】
施設長 高 田 洋 樹 殿

利 用 者 _____

署名代理人・法定代理人 _____

身元引受人 _____

下記条件において、施設から利用者に関する情報を使用及び提供することに同意します。

- 1 利用者が利用中に入院、通院のため病状、既往歴等診療に必要な情報を医療機関に提供する場合。
- 2 利用者が施設を退所し、居宅でサービスを利用する場合に必要な生活上の情報を居宅介護支援事業所及びサービス事業者へ情報提供する場合。
- 3 利用者が施設を退所し、他の介護保険施設等を利用する場合に必要な生活上の情報をその事業者へ情報提供する場合。
- 4 利用者に関してサービス担当者会議等、介護サービス提供上必要な生活上の情報を使用する場合。
- 5 介護保険更新認定等に関わる利用者の生活状況、介護状況等の情報提供。
- 6 その他必要と認められる場合について、事前に利用者（法定代理人含む）及び身元引受人から了解を得られたものに関しての情報提供。
- 7 入居者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とし、見守り機器やセンサー等の設置及び、状況により情報を使用する場合。

以 上